

○議長（吉田敏郎）

日程第5 議案第45号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号通知カードが廃止されたことも伴い、通知カードの再交付手数料に関する規定を改正するため、開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第45号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例について、御説明をいたします。提案理由にございますように、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されました。これにより、通知カードの新規発行や、記載事項変更の手続等が開始されております。また、その施行日については、政令により、本年5月25日とされております。これは遠距離等において、通知カードの記載事項の変更の手続が、住民及び市町村の双方の負担となり、見直しを求める要望があったことや、マイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から行われたもので、法律の施行日以後は、通知カードの記載事項の変更が必要がないため、市町村ではそれを行わず、また、新規交付や再交付も行っておりません。

一方で、通知カードを紛失したこと等により、再交付する時の手数料について、開成町手数料条例第2条で規定されており、その金額を1件につき、500円と定めておりますが、法の改正により、本規定の廃止を行う必要が生じたことから、今回、御提案をするものでございます。

それでは、条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

開成町手数料徴収条例（平成12年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。表を御覧ください。

第2条の表中、第28号を削除し、第29号、第30号をそれぞれ繰り上げるものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ありませんか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。それでは、個人番号の通知カードが廃止されて、それに伴って、再発行がなくなった。もし、現実的に、これ通知カードがなくなってしまった場合は、もうこれは必ずマイナンバーカードのほうに移行しなくてはいけないという状態になると考えてよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

星野議員の御質問にお答えいたします。通知カードがなくなった場合には、マイナンバーカードへの移行はこちらとしては勧奨すべきところではありますが、もし必要であれば、住民票にマイナンバーカードの、マイナンバー記載入りのものという事で発行することができます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

すみません。ちょっと分からなかったのですが、通知カード自体は出なくて、出すとしたら、マイナンバーカードにしたほうがいいですよという、そういう感じで勧めるということですか。それでよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

失礼いたしました。通知カードについては、一切発行は、5月25日をもって、できなくなっております。それに代わるものとして、個人番号通知書というものが、改めて5月29日から発行することとなりました。それにつきましては、通知カードと同じような使い道はなく、ただ、個人への番号の通知というだけの意味のものとなります。会社とかに、マイナンバーを提出する場合には、マイナンバーカードの発行か、もしくは住民票、マイナンバー入りの住民票を提出するということになります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第４５号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。